

入札説明書

長崎県が実施する下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもの
のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に書面（質問書）に
より説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

| 公告日 令和7年12月17日

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 対象となる入札の名称等

- ① 業務名 令和7年度原子力防災資機材（ポケット線量計等）点検・校正業務委託
② 業務の仕様 別添「仕様書」のとおり。
③ 履行期間 契約締結の日から令和8年3月25日まで
④ 履行場所

機器の受取・納品場所

- ・ 松浦市防災課(松浦市志佐町里免365)
- ・ 松浦市消防本部(松浦市志佐町庄野免 268-3)
- ・ 松浦市消防本部鷹島出張所(松浦市鷹島町中通免 309-3)
- ・ 松浦市消防本部福島出張所(松浦市福島町塩浜免 2993-87)
- ・ 松浦警察署(松浦市志佐町庄野免131)
- ・ 佐世保市防災危機管理局(佐世保市戸尾町5-1)
- ・ 佐世保市消防局(佐世保市平瀬町9-2)
- ・ 佐世保警察署(佐世保市天満町4-18)
- ・ 早岐警察署(佐世保市勝海町136)
- ・ 相浦警察署(佐世保市愛宕町161)
- ・ 江迎警察署(佐世保市江迎町長坂120-11)
- ・ 平戸市総務課(平戸市岩の上町1508-3)
- ・ 平戸市消防本部(平戸市戸岩の上733-1)
- ・ 平戸市度島診療所(平戸市度島町1673)
- ・ 平戸市大島中学校(平戸市大島村前平 2037-1)
- ・ 平戸警察署(平戸市岩の上町1462)
- ・ 壱岐市総務課(壱岐市郷ノ浦町本村触 562)
- ・ 壱岐市勝本支所(壱岐市勝本町西戸触 182-5)
- ・ 壱岐市消防本部(壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2)
- ・ 壱岐警察署(壱岐市郷ノ浦町本村触551-1)
- ・ 東彼杵町総務課(東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6)
- ・ 川棚町総務課(東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1)
- ・ 川棚警察署(川棚町百津郷 41-4)
- ・ 波佐見町総務課(波佐見町宿郷660)
- ・ 長崎県防災企画課(長崎市尾上町3-1)
- ・ 長崎県防災航空隊(大村市今津町201)

機器の校正・点検

受注者の指定する検査場等

(2) 競争入札に参加することができない者

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しないものである。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ③ 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ④ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ⑤ 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- ⑥ この公告のから入札日の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- ⑦ この告示の日から入札までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

(3) 入札参加者の資格及びその審査

入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、審査のうえ決定する。

(4) 資格審査申請の時期

この公告の日から令和8年3月31日までとする。(県の休日を除く午前9時から午後5時まで)

(5) 資格審査申請の方法

① 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から3に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また長崎県公式ホームページから入手することもできる。

② 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、3に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 法人にあたっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 個人にあたっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていない事の証明書

エ 県税に未納がないことを証明する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届(様式2号)

キ 令和5年4月1日から申請書の提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類(任意様式)

ク 委任状 ※権限を支社(店)長等に委任する場合のみ提出

ケ 下記の書類の写しを提出した場合、上記イからカの書類に替えることができる。

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格における審査結果通知書の写し

(6) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(7) 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

(8) 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公示に基づき資格を付与された日から令和8年3月31日までとする。

(9) 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 資本金（法人の場合）
- ⑤ 使用印鑑
- ⑥ 委任事項
- ⑦ 金融機関取引口座
- ⑧ 電話番号

(10) 資格の取消し等

- ① 入札参加者の資格を有する者が、(2)の①又は⑦に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- ② 入札参加者の資格を有する者が、(2)の②に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後3年を限度として競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- ③ 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(11) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年1月6日（火） 15時15分
- ② 場所 長崎県庁1階 入札室（物品管理室横）
- ③ 電送及び郵送による入札は認めない。
- ④ 開札は、入れに参加する者又はその代理人の立ち会いのもとに行うものとする。
- ⑤ 再度入札 下記（15）③による。

(12) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札者は、所定の入札書(様式A)を作成し、封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は、長崎県知事 大石 賢吾とすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。
- ・ 代理人をもって入札する場合は、委任状(様式B)を入札時に提出すること。

(13) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

- 入札保証金等は、入札書提出前に事前に提出すること。
- 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の5/100以上の金額を納付すること。
ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。
 1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の5/100以上)を締結し、その証書を提出したとき。
 2. 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人(以下「独立行政法人」という)、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人(以下「国立大学法人」という)、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「地方独立行政法人」という)との間に、見積もった契約希望金額が該当する規模以上の同種の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合
なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
 - a 3,000万円以上
 - b 3,000万円未満1,000万円以上
 - c 1,000万円未満(ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、160万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。)
- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書または上記2.の証明(2件)を提出する場合には、入札保証金免除申請書とともに令和7年12月25日までに提出すること。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日(令和8年1月6日)から起算して5日目(県の休日を除く。)としてください。
- ・ 現金、有価証券等を持参する場合は、事前に連絡すること。

② 契約保証金

- 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額の10/100以上の金額を納付すること。
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の10/100以上)を締結し、その証書を提出したとき。
 2. 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人との間に、見積もった契約希望金額契約金額が該当する規模以上の同種の契約を2回以上履行し、その履行証明(2件)を提出する場合
なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
 - a 3,000万円以上

- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満(ただし、この場合、契約金額にかかわらず、160万円を超える金額の履行証明を必要とする。)

- 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(14) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の①から⑮により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札をしたとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等から暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者(代理人を含む)の押印が省略されている場合、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく齟齬による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(15) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、最低制限価格は設定しない。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者立会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書(4枚以上)及び印鑑(入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。)を持参すること。

【注意事項】

- ・ 代理人が入札に立ち会われる場合は、入札前に必ず委任状を提出すること

(16) 契約書の作成等

- ① 契約書の作成を要する。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

3 その他

当該業務契約事務に関する担当部局

(住 所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名 称) 長崎県防災企画課原子力防災班
(電 話) (代表)095-824-1111 内線2144
(直通)095-895-2144